

歯科医師法の一部を改正する法律案要綱

第一 歯科医師の臨床研修

- 1 歯科医師は、免許を受けた後も、一年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努めるものとする。
- 2 厚生大臣は、1の指定をしようとするときは、あらかじめ、医療関係者審議会の意見を聴かなければならないこと。
- 3 1の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生大臣が適当と認めたものは、1の厚生大臣の指定する病院又は診療所とみなすこと。

（第十六条の二関係）

第二 臨床研修の報告

- 1 第一1に規定する病院又は診療所の長は、当該病院又は診療所において第一1の規定による臨床研修を

行った者があるときは、当該臨床研修を行った旨を厚生大臣に報告するものとする。

- 2 第一三の規定により第一一の厚生大臣の指定する病院又は診療所とみなされた病院又は診療所において第一一の規定による臨床研修を行った者は、当該臨床研修を行った旨を厚生大臣に報告するものとする。

(第十六条の三関係)

第三 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行すること。
- 2 この法律の施行前に歯科医師免許を受けた者については、第一及び第二の規定は適用しないこと。この法律の施行前に行われた歯科医師国家試験に合格した者又は国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該当する者であつて、この法律の施行後歯科医師免許を受けたものについても、同様とすること。
- 3 その他所要の改正を行うこと。

(附則関係)